千葉市都市計画公聴会等に関する規則

平成１７年３月３０日
規則第２４号

（趣旨）

第１条　この規則は、都市計画法（昭和43年法律第 100号。以下「法」という。）第16条第１項の規定により本市が開催する千葉市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）等の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公聴会等の開催）

第２条　市長は、法第15条第１項及び第87条の２第１項の規定により本市が定める都市計画の案を作成しようとする場合で、特に広く住民等の意見を反映する必要があると認めるときは公聴会を、その他の場合はこれに代わる説明会（次項において「都市計画説明会」という。）を開催するものとする。ただし、既に住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じている場合は、この限りでない。

２　都市計画説明会の運営等については、別に定める。

（公告）

第３条　市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の６週間前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)　開催の日時及び場所

(2)　公聴会において意見を聞こうとする都市計画の素案（以下「素案」という。）の種類及び名称

(3)　素案の縦覧場所及び縦覧期間

(4)　次条に規定する公述の申出の方法及び期限

(5)　前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

２　前項の公告は、千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）の例により行うものとする。

（公述の申出）

第４条　素案に係る都市計画区域内の住民又は利害関係人で公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第１項第４号の期限までに、当該素案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名（法人にあっては、そ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその法人を代表して公述をする者の氏名）を記載した書面を市長に提出することにより、公述の申出を行わなければならない。

（公述人の選定等）

第５条　市長は、前条の規定により公述の申出をした者のうちから公聴会において意見を聞こうとする者（以下「公述人」という。）を選定する。

２　市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述できる時間（以下「公述時間」という。）を定めることができる。

３　市長は、前２項の規定により公述人を選定したとき、又は公述時間を定めたときは、公聴会の開催期日の５日前までに、その旨を公述の申出をした者に通知するものとする。

４　市長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者に公聴会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

（公聴会の中止）

第６条　市長は、第４条に規定する公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止することとし、速やかにその旨を公告しなければならない。

（議長）

第７条　公聴会は、市長の指定する職員が議長としてこれを主宰する。

（公述人の公述等）

第８条　公述人は、公述しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

２　公述人は、第４条の規定により提出した当該素案に係る意見の要旨の内容の範囲内で意見を述べなければならない。

３　公述人は、議長その他公聴会に出席している者に対し、質疑をすることができない。

４　議長は、公述人が素案の範囲を超えて公述し、若しくは質疑をしたとき、公述時間を越えたとき、又は不穏当な言動をしたときは、その公述を中止し、又は退場させることができる。

（代理人又は書面による意見の提出）

第９条　公述人は、公聴会当日やむを得ず公述できないときは、代理人

に公述をさせ、又は書面により意見を提出することができる。

２　公述人は、前項の規定により代理人に公述をさせるときは委任状を、書面により意見を提出するときは当該意見を記載した書面を、それぞれ公聴会の開催前までに議長に提出しなければならない。

（傍聴人の入場制限等）

第10条　議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（記録の作成）

第11条　市長は、公聴会の記録を作成し、保管しなければならない。

２　前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

(1)　素案の種類及び名称

(2)　素案の概要

(3)　公聴会の開催の日時及び場所

(4)　出席した公述人の住所及び氏名

(5)　公述人の公述の内容

（公述の内容に対する見解）

第12条　市長は、公聴会においてなされた公述の内容について、その要旨と公述に対する見解をまとめた書面を作成し、当該書面の内容を公表するものとする。

２　市長は、前項の規定により作成した書面を、千葉市都市計画審議会に提出するものとする。

（雑則）

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。